

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の一部改正案に対して提出された御意見と人事院の考え方

	御意見の概要	人事院の考え方
改正案全般に係る御意見		
1	<p>今回の改正案は、国家公務員の自営兼業に関する制度を、今の社会状況に合わせて柔軟に見直すものであり、副業が当たり前になってきた今の時代において、一定の評価ができる内容だと感じている。特に、職員の知識や技能を活かした活動や、地域貢献に資する事業に対して、承認の道が開かれたことは前向きな変化であると思う。</p> <p>一方で、実際に制度を利用しようとする職員の立場から見ると、申請手続きの負担がかなり大きいのではないかと懸念する。事業計画書の作成、所得税法に基づく届出書の提出、管理業務委託契約書、人事記録の写しなど、求められる書類は多岐にわたり、まるで事業者並みの準備が必要である。制度が柔軟になった分、申請手続きも利用しやすくしていただきたい。</p> <p>具体的には、書類の簡素化や電子申請の導入、相談窓口の整備など、職員が安心して制度を活用できる環境づくりをお願いしたい。また、小規模な活動や地域貢献を目的とした事業に対しては、過度な事務負担がかからないよう、配慮していただけるとありがたい。</p> <p>特に農業については、地域に根ざした活動であり、家業として継承されるケースも多くある。承認基準の明確化と予測可能性の向上を求めるとともに、自家消費や地域貢献を目的とした小規模農業が萎縮されないよう、柔軟な運用をお願いしたい。農業はこれからますます重要なポジションになると考えており、個人的には農業に関してはもう少しゆるやかな制度であってほしいと感じている。</p> <p>制度の趣旨は理解しているが、職員が「信頼されている」と感じられるような運用をぜひお願いしたい。公務の公正性を守りながらも、職員の暮らしや地域との関わりに寄り添う制度設計を期待している。</p>	<p>改正案においては、国家公務員法第103条の制度趣旨を踏まえ、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保するとともに承認対象とする事業を確認するための基準として、概要案に示した各承認基準を設けることとしています。</p> <p>これらの基準に基づく承認事務の運用については、実務用のQ&A集の作成等を通じて、円滑に行われるよう努めてまいります。あわせて、制度改正後の運用状況を適宜点検してまいります。</p> <p>なお、現行制度において承認可能な事業と同様、新たに承認基準を設ける兼業においても、事業の規模等から「自営」に該当しないと認められるものについては、承認を得ることなく行うことも可能となります。</p> <p>また、農業につきましては、現行の人事院規則14—8運用通知において、自営の範囲や、家業を継承して行う場合の承認基準を定めております。現行の承認基準に基づく承認事務につきましても、円滑に運用されるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
2	<p>私は、「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の一部改正（通知）に賛成する。特に、「職員の知識・技能を活かす創作・販売や技芸の教授」「地域振興や生活支援など公益性ある活動の自営」を承認対象として明確化した点を支持する。</p> <p>また、公務員でも本業に支障のない範囲で副業・兼業を行える環境整備を進めていただきたい。行政内部での広い周知もお願いする。（理由（根拠））</p> <p>私は公務員を30年務めた後、「副業が基本的に禁止されている」制度が将来の働き方と合わないと感じて退職した。人生100年時代、65歳以降も社会と関わり、経済的にも精神的にも自立して生きるた</p>	<p>新制度の施行後においても、各府省への周知や、実務用のQ&A集の作成等を通じて、承認事務が円滑に行われるよう努めてまいります。あわせて、制度改正後の運用状況を適宜点検してまいります。</p>

	<p>めには、若い現役世代のうちから起業・副業の経験を積むことが不可欠である。厚労省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」でも、本業に支障がなければ副業を積極的に認める方向が示されている。少子高齢化で働き手が減るなか、私たち一人ひとりが地域と関わり、多様な働き方で社会を支えることがますます重要になる。</p> <p>今回の現実的な基準の拡大は、公務員の力を社会に還元し、地域活性にもつながる前向きな改正だと考える。</p>	
3	国家公務員は兼業では無く、公務に専念し、国家国民の為に職務を遂行するべきである。公務員の兼業については、反対である。	<p>改正案では、各承認権者が、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保するという国家公務員法第103条の趣旨を前提とした承認基準に合致すると判断した場合に、自営兼業を承認できることとしています。人事院としては、各府省において新設する承認基準に基づく承認が適切に行われ、御懸念のような事態が生じることがないように、各承認権者への情報提供、Q&A集の作成等に取り組んでまいります。</p>
4	反対。専念してください	
承認基準案の内容について		
5	職員が有する知識・技能を生かした事業等について、賄賂との境界が微妙なコンサルタント業等の名目で公務員が多額の利益を得ることは、公務への信頼を害する。したがって、この承認の基準として、職員の得る利益が職員の提供する労力に見合ったものであることを加えるべきである。	御指摘のような事案については、承認権者において、承認基準案の「職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない」ことや、「公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない」ことへの適合性を確認する中で考慮いただくこととなります。人事院としては、各府省において新設する承認基準に基づく承認が適切に行われるよう、各承認権者への情報提供、Q&A集の作成等を通じて取り組んでまいります。
6	承認基準に週休日にのみ事業を行うこととあるが、本来職員が勤務時間外の時間をどう使うかは、当該職員の自由であるはずである。したがって、職員の職務の遂行に支障が生じない限り、勤務日の勤務前や後の時間に事業を行うことも認めるべきである。	<p>「事業計画書等において週休日にのみ事業を行うこととされていること」は、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかと判断できる場合の例示として示しているものです。</p> <p>勤務日に自営兼業を行うことの承認については、職員の職務遂行への影響も考慮して、個別事案に即して承認権者においてその可否を検討いただくものでありますが、その取扱いにつき、Q&A集の作成等を通じて各承認権者に周知するとともに、制度改正後の運用状況を適宜点検してまいります。</p>
7	「職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること」の例示として、「事業計画書等において週休日にのみ事業を行うこととされていること」以外の例示、特に平日に「自営」が及ぶ場合の扱いを明確化していただきたい。	
新制度の運用について		
8	方向性として賛成である。兼業関係は手続きが煩雑であるので、手続きの簡素化についてもご検討いただきたい。	<p>今回の改正で新設する承認基準に基づく承認事務の運用については、実務用のQ&A集の作成等を通じて、円滑に行われるよう努めてまいります。あわせて、制度改正後の運用状況を適宜点検してまいります。こうした取組を通じて、「自営」の範囲や制度趣旨が各府省にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
9	承認基準の策定に加え、各府省における承認が円滑に行われるよう、簡易な手続きで済むようにするよう助言するなど、積極的に各府省をサポートしていただきたい。	
10	ガイドライン等で良いので、承認可能となる「自営」について具体例を充実し、各省に周知いただきたい。各省が今般の制度趣旨を正しく理解し運用できるよう、十分に啓発等を行っていただきたい。	
改正案に関する御質問		
11	創作物の販売において、申請者のペンネームや作品タイトルといった詳細を追及することは可能なか。年齢制限を設ける必要があ	創作物の販売に係る自営の承認に当たって、どのような創作物を販売するかについては、事業計画書や承認申請書の記載から確認す

	<p>るような題材をテーマとする場合に、信用失墜行為とみなし不許可とすることができるのか。</p>	<p>るほか、各承認権者から職員に対して、報告を求めて確認を行うことなどが考えられます。こうした承認権者の確認の結果、自営の内容が公務の公正性及び信頼性の確保の観点から支障があるなど、承認基準に適合しないと判断される場合は、自営が承認されないこととなります。</p>
12	<p>今般の改正により、社会貢献活動を行う NPO 法人の役員として報酬を得ることができるようになると理解してよいか。</p> <p>なお、この場合、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する届出書を提出して行うもの」に必ずしも該当しないと考えられるが、必ず提出したうえで行うという整理になるのか。</p>	<p>一般職の国家公務員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合には、国家公務員法第 104 条の規定に基づくこととなります。御指摘の「NPO 法人の役員として報酬を得ること」は、今回の改正案（国家公務員法第 103 条の規定に基づく「自営」の承認に係る承認基準の新設等）の対象ではありません。</p>
13	<p>以下の事項について教えていただきたい。</p> <p>①賃貸料収入額を 1,000 万円以上とした根拠</p> <p>②建物の床面積の合計が 600 平方メートル以上とした根拠</p> <p>③販売に係る太陽光発電設備の定格出力が 50 キロワット以上とした根拠</p> <p>④「当該事業が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する届出書を提出して行うものであること。」という要件をつけた理由</p> <p>⑤自営の承認は、2 年を超えない期間にした理由</p> <p>⑥例えば、小説家になる場合は、今回の改正で許可することはできるのか。</p>	<p>①及び②については、所得税及び地方事業税における不動産又は駐車場の賃貸に係る事業の取扱い（関連通達の内容及び各都道府県における取扱い）に即したものとなるよう、見直しを行うものです。</p> <p>③については、再生エネルギーの固定買取価格制度において、いわゆる余剰売電のみならず全量売電を選択可能となる規模に合わせるものです。</p> <p>④については、今般、業種を詳細に限定しない形での承認基準を新設することを検討する中で、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保するという国家公務員法第 103 条の趣旨を前提とした承認基準を適用する上で、承認対象とする事業を客観的に確認しながら判断を行う必要があると考えたものです。</p> <p>⑤については、事前に承認した事業計画から事業の内容が変化する可能性もあり、承認基準への適合性を定期的に確認する必要があると考えたことから、期限を付すこととし、現行の国家公務員の兼業許可の取扱いも参考に、2 年を超えない期間について承認を与えることとするものです。</p> <p>⑥については、自ら小説を執筆し、販売するような場合には、承認の対象となり得ます。</p>
14	<p>(1)については、収入要件だけを改定して、不動産の棟数や室数、種類についての制限が残るなら、600 平方メートル以上の建物賃貸の規制を新たに増やすだけとなる。例えば駐車場の制限は、自宅マンションの機械式駐車場 1 台分を他者に貸すだけでも自営に該当することになるので、改正の意味がないと思う。</p> <p>これらの制限を撤廃し、単に賃貸料収入のみで判定するという改正なら、賛成である。</p>	<p>不動産等賃貸に係る自営の範囲については、所得税及び地方事業税における不動産又は駐車場の賃貸に係る事業の取扱い（関連通達の内容及び各都道府県における取扱い）に即したものとなるよう、改正を行うこととするものです。</p> <p>地方事業税に関し、各都道府県では、関係通達の内容も踏まえ、不動産の棟数、室数や機械式駐車場の駐車可能台数といった基準を定めた上で、更に、賃貸料収入及び建物の総床面積に着目した基準を定めている実情が見受けられたことから、今回、自営の判断においても、同様の基準を採用しております。</p>
15	<p>住宅屋根の太陽光発電（10kW 程度）などは「自営」に当たらないため、承認なしで収益化できるという理解で良いか。</p>	<p>本改正案が施行された場合、定格出力が 50kW 未満の太陽光電気の販売については、自営の承認を受けずに行うことが可能となります。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が 1 件ありました。